

(別添4)

保育所の状況(平成13年4月1日)等について

1 全国的状況

(1) 保育所施設数

平成13年4月1日の保育所数は、2万2,218か所
16年ぶりに前年同日(2万2,195か所)より増加(23か所(0.1%)増)

(2) 保育所利用児童数

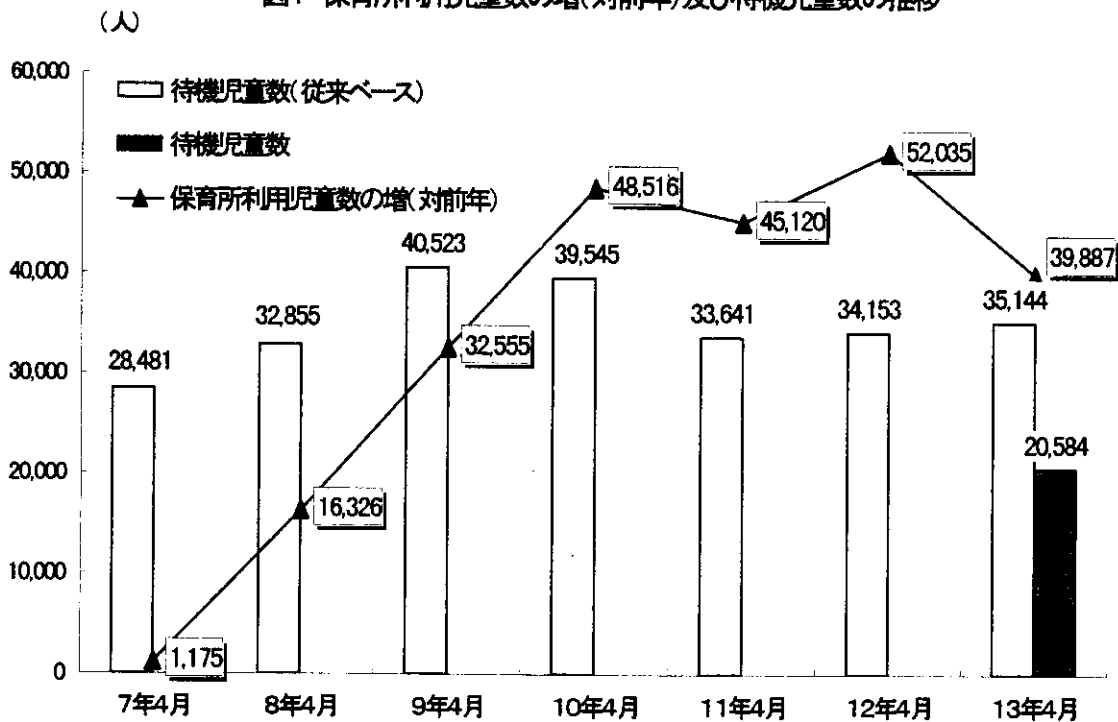
平成13年4月1日の保育所利用児童数は、182万8千人
これは、前年同日(178万8千人)から4万人(2.2%)増

(3) 待機児童数

平成13年4月1日の待機児童数は、2万1千人。

①他に入所可能な保育所があるにも関わらず待機している児童や②地方単独保育事業を利用しながら待機している児童を含めた従来ベースの待機児童数は、3万5千人。

図1 保育所利用児童数の増(対前年)及び待機児童数の推移



(注1) 各年4月1日現在(以下、各年に係る数値は、特段の表示がない限り、すべて4月1日現在)

(注2) 11・12年の待機児童数は、一部の市において、「保護者が求職中の場合」の取り扱いが国の待機児童数調査の定義と異なっていたため実績を補正している。

(1) 全国の保育所利用児童数等の状況

[保育所施設数]

保育所の施設数は、2万2,218か所で、前年から23か所(0.1%)の増。
 昭和60年の2万2,899か所をピークに減少していたが、16年ぶりに増加。
 公営・民営別内訳では、対前年で公営が124か所の減の一方、民営は147か所の増。

[保育所定員]

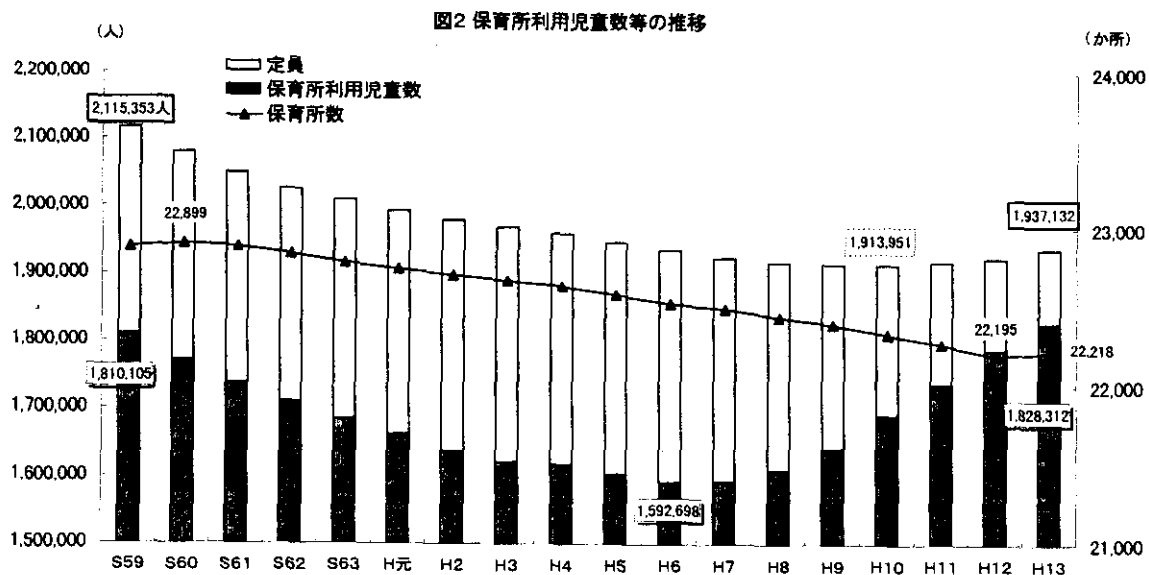
保育所の定員は、193万7,132人で、前年から1万3,975人分(0.7%)増。
 平成10年を底に3年連続の増。
 公営・民営別内訳では、対前年で公営が5,544人の減の一方、民営は1万9,519人の増。

[保育所利用児童数]

保育所利用児童数は、182万8,312人で、前年から3万9,887人(2.2%)増。
 平成6年を底に7年連続の増。
 公営・民営別内訳では、対前年で公営が9,593人増、民営が30,294人の増。

[定員充足率]

定員充足率(利用児童数÷定員数)は、94.4%で、1.4ポイント増。
 平成6年を底に7年連続の増。
 平成6年との対比では12.1ポイントの増。
 公営・民営では、公営87.9%に対し、民営は102.7%と14.8ポイント高い。

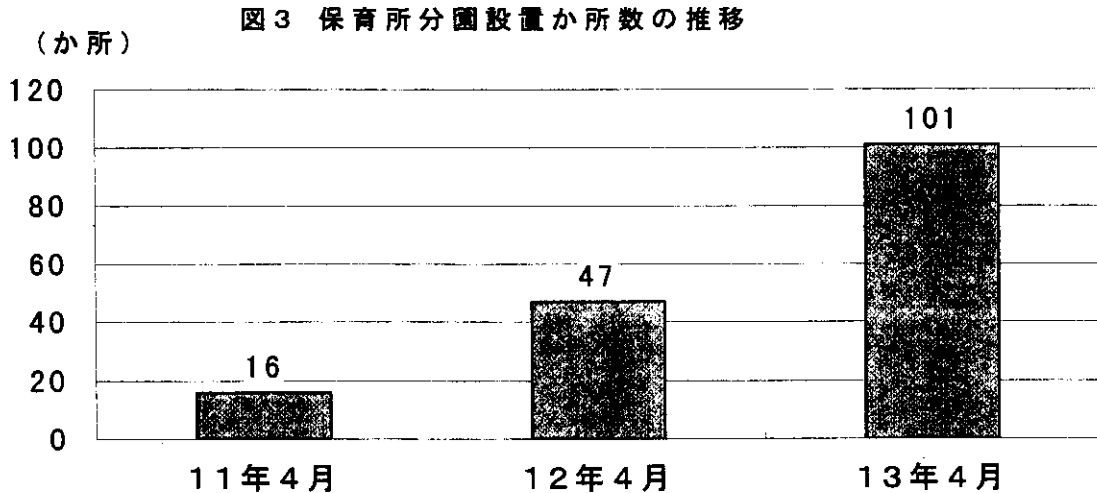


[表1] 保育所の定員・利用児童数等の状況 (カッコ内は対前年比増減)

	保育所数:か所	定員:人	利用児童数:人	定員充足率:%
平成12年	22,195(Δ 75)	1,923,157(+ 5,621)	1,788,425(+52,035)	93.0(+2.4)
平成13年	22,218(- 23)	1,937,132(+13,975)	1,828,312(+39,887)	94.4(+1.4)
うち公営	12,599(Δ124)	1,087,367(Δ 5,544)	955,377(+ 9,593)	87.9(+1.4)
うち民営	9,619(+147)	849,765(+19,519)	872,935(+30,294)	102.7(+1.2)

[保育所分園]

保育所分園は、101か所で、前年から倍以上増。(平成13年9月では109か所)



[保育所利用児童割合]

保育所利用児童割合(保育所利用児童数÷保育所利用の有無を問わない当該年齢の全児童数)は、25.7%。

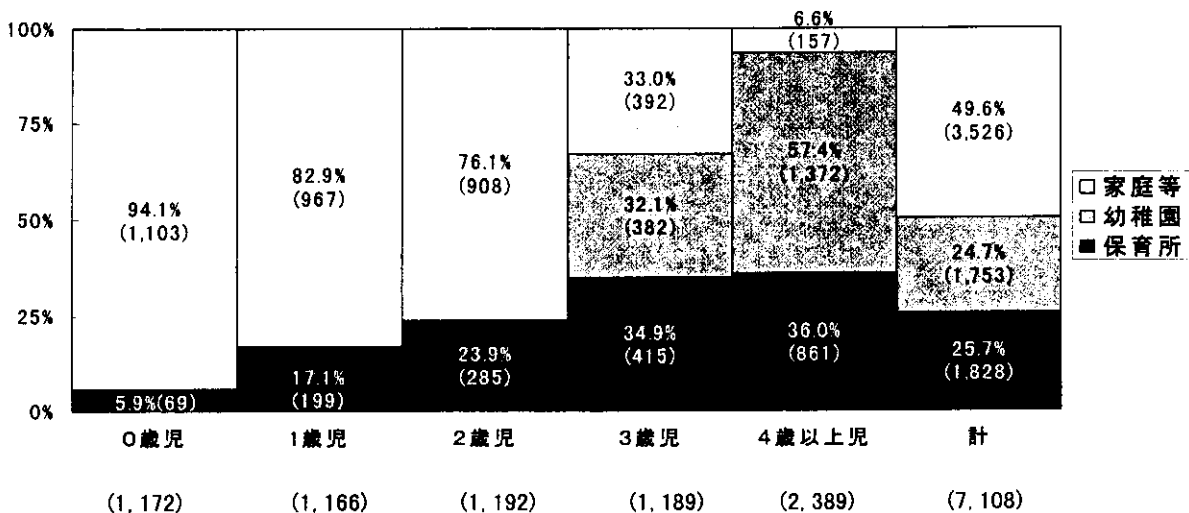
前年の25.0%に比べ0.7ポイント高くなっている。

就学前児童数711万人のうち保育所利用児童数が183万人(25.7%)、幼稚園児数が175万人(24.7%)となっており、就学前児童の半数以上が保育所又は幼稚園を利用して

[表2] 年齢区別の保育所利用児童の割合(カッコ内は対前年比増減)

	13年保育所利用児童の割合	12年保育所利用児童の割合
低年齢児(0~2歳)	15.6%(+0.9)	14.7%
うち0歳児	5.9(+0.4)	5.5
うち1.2歳児	20.5(+1.2)	19.3
3歳以上児	35.7(+0.3)	35.4
全年齢児計	25.7(+0.7)	25.0

図4 就学前児童の居場所



(注) ()内は児童数 単位：千人

(2) 全国の保育所待機児童数の状況

[保育所待機児童数－全年齢計－]

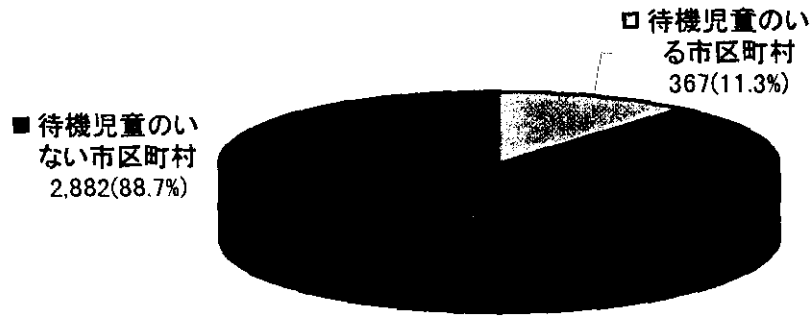
保育所待機児童数は、2万584人。

①他に入所可能な保育所があるにも関わらず第1希望の保育所に入所するために待機している児童や②地方単独保育事業を利用しながら待機している児童が1万4,560人おり、それらを含めた従来ベースの待機児童数は、3万5,144人(前年比991人増)となる。

2 待機児童の地域的状況

待機児童のいる市区町村数は、367(11.3%)。

図5 待機児童のいる市区町村



[都市部の待機児童の状況]

都市部の待機率が比較的高く、政令指定都市、中核市、東京23区で見ると、待機率は2.0%。全待機児童の46.9%に当たる9,648人の待機児童がこれらの地域である。

[表3] 市区町村別の状況

	利用児童数(全国計に対する割合)	待機児童数 (全国計に対する割合)	待機率
指定都市・中核市・23区	492,432人(26.9%)	9,648人(46.9%)	2.0%
その他の市	843,617人(46.1%)	9,775人(47.5%)	1.2%
町・村	492,263人(26.9%)	1,161人(5.6%)	0.2%
全国計	1,828,312人(100.0%)	20,584人(100.0%)	1.1%

[表4] 待機児童数別市区町村数(待機児童数10人以上)

待機児童数			
10人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上 500人未満	500人以上
134	50	41	6

[地方公共団体の状況(例)]

【石巻市(宮城県)】

定員1,000人(+40人)、入所児童1,036人(+94人)、待機児童0人 ※()内は前年比増減

○増築、定員の弾力化等により待機児童を解消。7月には認可外保育施設を認可化

少子化対策臨時特例交付金(以下、「交付金」という)により、保育所の増築(2か所、定員40人増)を実施するとともに、13年度から新たに定員の弾力化を行い、待機児童を解消。さらに13年7月には、年度途中の需要増等に対応するため認可外保育施設を認可化(1か所、定員120人)。

【豊中市(大阪府)】

定員3,735人(+210人)、入所児童3,358人(+256人)、待機児童99人

○認可外保育施設を認可化した他、今後も公有財産の活用による保育所を設置

認可外保育施設を認可化(民営4か所、定員160人)した他、交付金を活用し、11年に策定した豊中市子ども総合計画に基づく、駅近くの民営保育所を整備(創設2か所、増築1か所)。さらに、現在、学校の余裕教室、府営住宅の空き地、国有地を活用し、母子寡婦団体等による民営保育所(3か所)を整備中。また、公営保育所の保育士のローテーションを工夫することで、新たに休日保育を実施。14年度からは病後児保育を実施予定。

【池田市(大阪府)】

定員1,020人(+0人)、入所児童872人(+36人)、待機児童0人

○駅前保育ステーションの実施により、郊外の空き保育所を活用

平成12年度に交付金により、公設民営の駅前保育ステーションを設置。そこから郊外の空き保育所(公営1か所、民営2か所)への送迎を行うことで、既存保育所を活用し、増加する保育需要への対応を図る。本事業により郊外の空き保育所の入所児童が倍増。また、本施設において日中に一時保育を行うことにより、パートタイム労働の保護者等のニーズに対応している。

【広島市】

定員16,790人(+788人)、入所児童16,047人(+687人)、待機児童93人

○保育所の創設、増築等により大幅な定員、入所児童の増

交付金等により民営保育所の創設(5か所、定員355人)、既存保育所の増築等により、合計788人の定員増を行うとともに、公営保育所の定員の弾力化について国の基準(年度当初15%、年度途中25%)まで拡充し、687人の入所児童の増を図った。

3 資料（次頁以降）

- (1) 都道府県・政令指定都市・中核市別保育所待機児童数調(平成13年4月1日)
- (2) 市区町村別待機児童数（50人以上）
- (3) 全国待機児童マップ（都道府県別）
- (4) 増大する保育需要に対応するための主な規制緩和

（注1）共通事項

年齢区分は、4月1日時点における満年齢(年度途中から入所した場合は、入所月の初日における満年齢)による。

（注2）1 全国的状況関係

従来ベースでは、①他に入所可能な保育所があるにも関わらず第1希望の保育所に入所するために待機している児童や地方単独保育事業を利用しながら待機している児童について、待機児童数に含んでいた。

（参考）

- ①他に入所可能な保育所があるにも関わらず第1希望の保育所しか申請しない場合、又は第2、第3希望の保育所を斡旋しているが第1希望でないため待機している児童は、1万2,965人
 - ②地方単独保育事業(いわゆる保育室・保育ママ等)を利用しながら待機している児童数は、2,146人
- 上記の①と②の重複分(551人)を差し引いた実児童数は、1万4,560人

（注3）2 待機児童の地域的状況関係

市区町村数に係る率は、全市区町村3,249を分母とした。

なお、保育所設置市区町村数は、3,087(12年は3,088)、設置していない町村の数は、162(12年は164)である。

（注4）2 待機児童の地域的状況〔地方公共団体の状況(例)〕関係

「少子化対策臨時特例交付金」は、地域における少子化対策の一層の普及推進を図るために平成11年度補正予算に計上したもの。市区町村において基金を設置するなどにより11年度から13年度までの所要経費に充てることができる。

（データ出典）

保育所施設数、保育所定員、保育所利用児童数：福祉行政報告例（厚生労働省統計情報部(12年以前分・年報、13年分・月報(概数))）

待機児童数：保育所入所待機児童数調査(厚生労働省保育課調べ)

保育所分園数：都道府県等からの報告(厚生労働省保育課調べ)

幼稚園児数：学校基本調査(文部科学省(13年5月1日現在))

就学前児童数：人口推計月報、国勢調査(総務省統計局(各年10月1日現在))

(1)都道府県・政令指定都市・中核市別保育所待機児童数調

(平成13年4月1日現在)

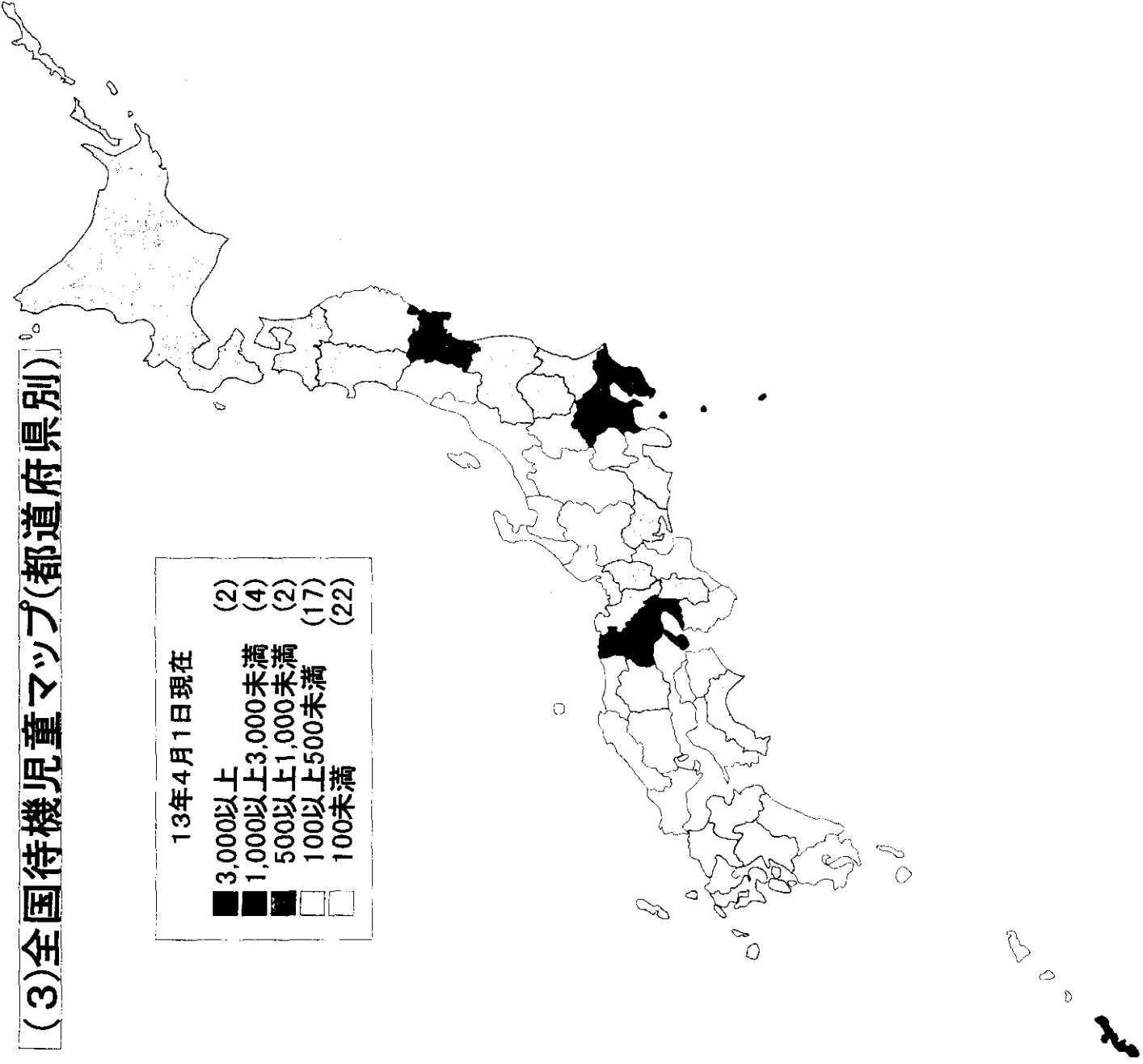
都道府県					政令指定都市						
都道府県	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	政令指定都市	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数		
	か所	人	人	人		か所	人	人	人		
1	北海道	619	44,863	37,203	35	48	札幌市	159	13,764	14,179	67
2	青森県	489	32,715	32,517	123	49	仙台市	84	7,599	7,998	488
3	岩手県	335	22,911	22,126	68	50	千葉市	85	8,907	8,627	77
4	宮城県	206	14,218	12,993	162	51	横浜市	245	22,770	22,383	1,040
5	秋田県	210	16,723	15,670	0	52	川崎市	109	10,395	10,404	655
6	山形県	226	18,043	16,638	54	53	名古屋市	270	31,378	29,036	247
7	福島県	195	15,380	14,222	101	54	京都市	251	23,790	23,505	233
8	茨城県	430	35,103	34,800	268	55	大阪市	325	36,009	34,572	1,080
9	栃木県	267	20,670	19,833	83	56	神戸市	155	15,583	15,508	778
10	群馬県	403	35,735	36,323	67	57	広島市	138	16,790	16,047	93
11	埼玉県	716	63,426	61,453	1,285	58	北九州市	160	15,220	15,175	53
12	千葉県	558	55,798	50,425	524	59	福岡市	154	21,570	22,484	95
13	東京都	1,588	154,648	147,885	4,982	中核市					
14	神奈川県	314	31,469	30,736	896		保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	
15	新潟県	631	50,786	45,129	17		か所	人	人	人	
16	富山県	274	22,855	21,176	0	60	旭川市	46	3,319	3,616	78
17	石川県	318	25,845	23,539	0	61	秋田市	34	2,770	3,036	202
18	福井県	285	23,645	22,146	0	62	郡山市	29	2,280	2,459	32
19	山梨県	239	20,081	19,010	0	63	いわき市	62	5,465	5,144	0
20	長野県	555	50,531	45,266	0	64	宇都宮市	59	4,740	4,933	76
21	岐阜県	403	38,645	34,864	0	65	横須賀市	33	3,059	3,056	2
22	静岡県	377	33,920	32,273	155	66	新潟市	110	9,100	8,549	2
23	愛知県	806	93,909	82,702	114	67	富山市	57	5,765	5,786	0
24	三重県	447	37,970	34,981	7	68	金沢市	111	10,758	10,755	0
25	滋賀県	233	22,465	21,518	150	69	長野市	75	7,110	7,084	0
26	京都府	243	23,305	20,563	29	70	岐阜市	46	4,545	4,263	0
27	大阪府	659	66,690	66,381	1,969	71	静岡市	60	6,070	6,409	33
28	兵庫県	578	47,068	43,372	652	72	浜松市	54	4,905	5,186	109
29	奈良県	194	21,959	18,885	156	73	豊橋市	55	8,190	8,115	0
30	和歌山県	173	15,985	13,267	0	74	豊田市	46	5,670	4,433	20
31	鳥取県	203	16,495	14,186	5	75	堺市	84	9,236	10,050	626
32	島根県	260	15,910	15,051	39	76	姫路市	77	8,104	8,574	0
33	岡山県	309	25,009	23,194	56	77	和歌山市	60	5,955	5,467	10
34	広島県	377	27,847	23,930	3	78	岡山市	91	9,547	9,893	57
35	山口県	333	24,514	22,783	0	79	福山市	96	7,730	7,782	0
36	徳島県	227	15,590	13,381	41	80	高松市	53	5,775	5,591	43
37	香川県	157	13,775	12,605	8	81	松山市	47	4,745	4,547	0
38	愛媛県	296	22,102	18,769	0	82	高知市	79	8,710	8,477	113
39	高知県	233	15,675	12,160	0	83	長崎市	66	5,595	6,011	313
40	福岡県	545	48,528	46,736	312	84	熊本市	128	10,865	11,449	106
41	佐賀県	211	18,000	17,332	49	85	大分市	61	5,284	5,667	94
42	長崎県	358	23,587	22,078	36	86	宮崎市	87	5,900	5,982	0
43	熊本県	476	31,810	30,853	102	87	鹿児島市	68	4,915	5,709	0
44	大分県	227	13,675	13,654	88						
45	宮崎県	326	20,125	18,852	0						
46	鹿児島県	377	23,858	22,374	35						
47	沖縄県	323	23,389	24,537	1,091						
						計	22,218	1,937,132	1,828,312	20,584	

(2)市区町村別待機児童数(50人以上)

(平成13年4月1日現在)

順位	都道府県	市区町村	待機児童数	順位	都道府県	市区町村	待機児童数
			人				人
1	大阪府	大阪市	1,080	50	東京都	品川区	97
2	大阪府	東大阪市	1,076	50	東京都	三鷹市	97
3	神奈川県	横浜市	1,040	52	福岡県	福岡市	95
4	兵庫県	神戸市	778	53	大分県	大分市	94
5	神奈川県	川崎市	655	53	神奈川県	平塚市	94
6	大阪府	堺市	626	55	広島県	広島市	93
7	宮城県	仙台市	488	56	東京都	港区	89
8	東京都	足立区	380	57	東京都	小金井市	82
9	東京都	世田谷区	360	58	滋賀県	大津市	80
10	東京都	江東区	318	58	埼玉県	所沢市	80
11	長崎県	長崎市	313	60	東京都	墨田区	79
12	神奈川県	相模原市	301	60	福岡県	春日市	79
13	沖縄県	浦添市	275	62	北海道	旭川市	78
14	東京都	江戸川区	248	63	千葉県	千葉市	77
15	愛知県	名古屋市	247	64	栃木県	宇都宮市	76
15	東京都	板橋区	247	65	埼玉県	川口市	75
17	京都府	京都市	233	66	千葉県	市原市	74
17	東京都	八王子市	233	67	福岡県	粕屋町	73
19	兵庫県	尼崎市	224	67	茨城県	水戸市	73
20	東京都	大田区	218	69	埼玉県	東松山市	72
21	兵庫県	西宮市	217	70	東京都	目黒区	71
22	東京都	練馬区	211	70	沖縄県	豊見城村	71
23	東京都	調布市	210	72	大阪府	吹田市	70
24	秋田県	秋田市	202	72	沖縄県	北谷町	70
25	千葉県	市川市	201	74	福岡県	久留米市	69
26	東京都	町田市	188	75	埼玉県	越谷市	68
27	沖縄県	那覇市	167	76	宮城県	古川市	67
27	神奈川県	茅ヶ崎市	167	76	北海道	札幌市	67
29	沖縄県	宜野湾市	162	76	埼玉県	狭山市	67
30	奈良県	奈良市	156	79	青森県	青森市	66
31	埼玉県	川越市	152	80	沖縄県	糸満市	65
32	東京都	日野市	148	81	東京都	中野区	63
33	東京都	東村山市	144	81	埼玉県	浦和市	63
34	東京都	小平市	142	83	東京都	西東京市	62
35	東京都	立川市	136	84	埼玉県	富士見市	58
36	神奈川県	厚木市	135	85	東京都	東大和市	57
37	埼玉県	朝霞市	128	85	沖縄県	沖縄市	57
38	東京都	杉並区	122	85	岡山県	岡山市	57
38	東京都	府中市	122	85	東京都	清瀬市	57
40	東京都	葛飾区	120	89	埼玉県	上尾市	56
41	大阪府	岸和田市	118	90	茨城県	守谷町	55
42	埼玉県	草加市	114	91	東京都	文京区	53
43	高知県	高知市	113	91	福岡県	北九州市	53
44	千葉県	浦安市	111	91	神奈川県	秦野市	53
45	静岡県	浜松市	109	94	沖縄県	西原町	52
46	熊本県	熊本市	106	94	兵庫県	川西市	52
46	大阪府	泉佐野市	106	94	埼玉県	和光市	52
48	大阪府	豊中市	99	97	群馬県	伊勢崎市	50
48	東京都	国分寺市	99				

(3)全国待機児童マップ(都道府県別)



13年4月1日現在

- 3,000以上 (2)
- 1,000以上3,000未満 (4)
- 500以上1,000未満 (2)
- 100以上500未満 (17)
- 100未満 (22)

都道府県	待機児童 人	都道府県	待機児童 人
北海道	180	滋賀県	150
青森県	123	京都府	262
岩手県	68	大阪府	3,675
宮城県	650	兵庫県	1,430
秋田県	202	奈良県	156
山形県	54	和歌山県	10
福島県	133	鳥取県	5
茨城県	268	島根県	39
栃木県	159	岡山県	113
群馬県	67	広島県	96
埼玉県	1,285	山口県	0
千葉県	601	徳島県	41
東京都	4,982	香川県	51
神奈川県	2,593	愛媛県	0
新潟県	19	高知県	113
富山県	0	福岡県	460
石川県	0	佐賀県	49
福井県	0	長崎県	349
山梨県	0	熊本県	208
長野県	0	大分県	182
岐阜県	0	宮崎県	0
静岡県	297	鹿児島県	35
愛知県	381	沖縄県	1,091
三重県	7	計	20,584

(4) 増大する保育需要に対応するための主な規制緩和

1 定員の弾力化

4月は定員+15%まで、5月以降は定員+25%まで受入許容

10月以降は定員と関わりなく受入許容 ※保育士数や部屋面積等の基準内で

2 設置主体制限の撤廃

従前、市町村と社会福祉法人に限定していた保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社、学校法人なども保育所設置が可能に

12年3月～13年9月 株式・有限会社立10件等合計34件

3 賃貸方式の許容

従前、自己所有が原則だった土地建物について貸与方式を許容

12年3月～13年9月 土地貸与28件、建物貸与23件

4 保育所分園方式の導入、保育所最低定員を30人から20人に引下げ

保育所分園 10年4月～13年9月 109件

20人～30人の保育所 12年3月～13年9月 19件

5 公設民営方式の促進

公有施設を用いて民間がサービスを提供する公設民営方式促進のため、公立保育所の運営委託先制限を撤廃、13年度補正予算により国庫補助メニューを拡充

12年度実績19件(累計約360件) ※13年11月成立の改正児童福祉法においても規定

6 家庭的保育事業の導入

保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う家庭的保育事業を導入、14年度予算案においては、補助者を設置した場合の受入可能児童数を拡大(3人→5人)

7 待機児童の多い地域における設備基準の弾力化

園庭は付近の広場や公園で代用可とする扱いを明確化

0、1歳児を受入れる場合の1人当たりの部屋面積を明確化

※ 保育サービスの量的拡充を進める一方、サービスの質の確保のため、14年度中に保育所第三者評価システムを導入予定

＜改正後(案)＞

(定義)保育所入所待機児童とは、調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握すること。

(注1)保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第9条の3第6号に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め、適切に対応すること。

(注2)広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3)付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外の場で適切な保護を行うために、公的に地方単独保育施策(いわゆる保育室・保育ママ等)を実施している場合には、その地方単独保育施策で保育されている児童は、本調査の待機児童数には含まれないこと。

(注4)いわゆる"入所保留"(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5)保育所に現在入所しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含まれないこと。

(注6)産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているような、入所予約(入所希望日が調査日よりも後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含まれないこと。

(注7)他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童数には含まれないこと。

※他に入所可能な保育所とは、

- (1)開所時間が保護者の需要に応えている(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
- (2)立地条件が登園するのに無理がない(例えば、自宅から2キロ程度に設置されているなど)

(別添5) 保育所入所待機児童の定義について

＜改正前＞

(定義)保育所入所待機児童とは、調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握すること。

(注1)保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第9条の3第6号に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め、適切に対応すること。

(注2)広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3)保育所に入所できなかったため、保育所以外(公的助成を受けている認可外保育施設・家庭的保育を行う者(いわゆる保育ママ)等で保育されている場合も含む)で保育を受けているが、保育所への入所希望が依然としてある場合には、待機児童としてカウントすること。

(注4)いわゆる"入所保留"(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5)保育所に現在入所しているが、第一希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、保護者のニーズをできる限り反映させる必要があるが、本調査の待機児童数には含まれないこと。

(注6)産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているものについては、定員の弾力化等を活用しつつ、産休・育休明けに入所できるよう万全を期することは当然のことであるが、このような入所予約(入所希望日が調査日よりも後のもの)は、調査日時点においては、待機児童数には含まれないこと。

(別添 6)

待機児童解消計画に係る経費の補助について

1. 補助事業名

児童育成事業臨時安定運営等対策事業

(児童環境づくり対策等事業実施要綱：「児童環境づくり対策等事業の実施について」)

2. 協議時期 平成14年1月末まで(平成13年度内執行)

3. 待機児童解消計画関係事業

(1) 趣旨

市町村における待機児童の解消への取組みの推進を図るため、待機児童の多い区市において、待機の実態や待機の発生する要因等を分析するとともに、待機児童の解消を図る取組みを進めること。

(2) 事業内容

地域の実態に応じて、次のような事業を実施すること。

ア 待機状況の実態調査

(ア) 保育所の実態調査

- ・ 要保育児童の状況(就労前児童数、保護者の就労率等)
- ・ 保育所の設置状況(定員、入所児童数、待機児童数等)
- ・ 保育所の整備状況(保育所毎の設備、職員の状況等)
- ・ 認可外保育施設の状況(入所児童数等)

(イ) 有識者等意識調査

保護者、保育所、市町村、有識者、企業等

イ 待機児童の実態調査の分析等(将来推計、受け入れる際のネック等)

(3) 補助対象 待機児童を有する市区町村

(4) 補助単価 事業を実施する上で必要となる額(厚生労働大臣が定める額(30万円限度))

(5) 補助対象経費

報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、使用料、委託料、賃借料、備品購入費及び負担金

(6) 補助率 定額(10/10)

(参考)

児童環境づくり対策等事業実施要綱（抄）

第1 目的

出生率の低下、核家族化や都市化の進行、女性の社会進出の増大等児童を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、地域における福祉・経済・労働・マスコミ・市町村の関係団体の連携により、児童が健やかに生まれ育つ環境づくりを推進し、子育て家庭や児童健全育成に対する支援及び全国民的論議の展開等児童環境づくりの推進を図るものである。

第2 事業の種類及び内容

1 児童環境づくり対策事業（省略）

2 児童育成事業臨時安定運営等対策事業

(1) 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、特別区及び市町村とする。

(2) 事業内容

ア 児童手当・児童育成の普及啓発事業

イ 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議

ウ 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業

エ 児童福祉の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・ボランティア等に対する普及啓発事業

オ 児童福祉行政事務等の効率化を図るための開発・研究事業

カ その他上記に準ずる事業

ただし、他から国庫補助が交付される事業は対象から除外する。

3 地域組織連絡協議会助成事業（省略）

4 児童環境づくり推進委員会の設置（省略）

第3 事業実施の手続き

本事業を実施する市町村長は、毎年度、都道府県知事に協議の上承認を得るものとし、都道府県知事は、市町村の事業計画について必要な審査を行うものとする。

第4 国の助成

1 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業、市町村、特別区、中核市、指定都市が実施する事業及び都道府県が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

2 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

第5 その他（省略）

(別添7) 緊急地域雇用創出特別交付金の具体的事業例

平成13年11月28日付厚生労働省発職第252号厚生労働事務次官通知の別紙2の(別紙)	具体的事業例
<p>[治安・防災]</p> <p>⑦ 警察支援要員による違法駐車・駐輪の監視・指導や街頭等における生活安全・交通安全に関する教育・指導を通じた地域の安全確保を図る事業</p> <p>[福祉・保育]</p> <p>⑩ 地域の保育士、教職員経験者、子育て経験者を活用して、保育所・親子が集まる場における子育て支援サービス、幼稚園における預かり保育の提供促進を図る事業</p>	<p>警察支援要員による保育所等福祉施設周辺の巡回により、安全確保を図る事業</p> <p><u>地域の保育士や子育て経験者等を臨時的に雇用し、地方公共団体が直接又は保育所、母子・寡婦団体等に委託して行う事業</u></p> <p>① <u>既存の国庫補助事業がない事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○認可外保育施設の保育環境を改善するための支援・指導を行う事業 ○市民コンサート会場での一時保育等を行う事業 ○駅前や商店街等における子育て支援サービスを行う事業（子育て親子同士のコーディネート、子育て相談） <p>② <u>既存の国庫補助事業の対象とならない特別保育等の試行的事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○登録児童数が概ね10人未満の休日保育事業 ○入所児童児童数が10人未満のへき地保育所 ○利用児童数が20人未満の放課後児童クラブ <p>③ <u>既存の国庫補助事業の充実を図る事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援センターに新たに補助要員を配置し、出張子育て支援センターを行う事業 ○長時間延長保育を拡大し、宿泊保育を行う事業
<p>[その他の事業例]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人など特に配慮が必要な保育所入所児童とその親の支援を行うための補助要員の配置や事例集、マニュアルを作成する事業 ○母子家庭等の就労支援・相談等を行う事業

3. i-子育てネットの更新等の協力依頼について

(1) 情報の入力・更新について

全国の保育所情報、市町村情報、都道府県情報、子育て関連情報等については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところであるが、情報の入力に当たっては、各地方公共団体及び保育所のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

しかしながら、一部の市町村及び保育所においては、情報が入力されていない部分も見られることから、情報の入力についての協力方をよろしくお願いしたい。

また、大部分の市町村及び保育所においては、情報の更新が行われていないので、最新情報の入力について、後日、文書をもってお願いすることとしているので、引き続きご協力いただけるようお願いしたい。

(2) i-子育てネットの利用状況等

i-子育てネットの利用状況については、本年4月から9月までに全ページ合計で251万件のアクセス数となっており、保育情報や子育て情報に関するアクセスが上位を占めている状況である。また、本年2月からの広報活動状況では、自治体、団体・企業、保育所等からのリンク依頼が行われるなど、様々な媒体からもi-子育てネットが紹介され利用されているところである。

また、「母子健康手帳改正に関する検討会」（平成13年11月30日）の報告においても、インターネットでの子育て情報として、i-子育てネットの紹介が行われているところである。

インターネットによる情報提供等については、今後も利用者の増大とともに利用者に応えた情報の提供や情報の更新が求められることから、重ねて協力をお願いしたい。

4. 児童福祉施設に係る第三者評価の普及啓発について

第三者評価事業は、新たな取り組みであることから、国や都道府県等においては、制度の趣旨や検討経過等について、事業者、関係団体、利用者などの関係者に十分に周知を図ることが重要と考えている。

このため、国においては、この一環として、1月下旬から2月の初旬にかけて、「児童福祉施設等評価基準検討委員会公開シンポジウム」を別紙のとおり行う予定である。

○参考資料 児童福祉施設等評価基準検討委員会公開シンポジウム（案）
（別添8）

(別添8)

児童福祉施設等評価基準検討委員会公開シンポジウム(案)

趣旨

児童福祉施設等評価基準検討委員会の報告の取りまとめ及び来年度からの第三者評価事業の実施に向けて、保育所に係る第三者評価制度の趣旨や検討経過等について周知を図るとともに、委員、事業者、有識者等と意見交換を行う。

日時・場所

大阪 1月28日(月) 午前10:00～12:00
府立労働センター エル・シアター
大阪市中央区北浜東3-14

東京 2月 4日(月) 午前10:00～12:00
イイノホール
千代田区内幸町2-1-1

プログラム

国、地方公共団体等検討状況の説明
シンポジウム

シンポジウムのメンバー

石井哲夫検討委員会座長
事業者(公立、私立)
山縣文治大阪市立大学教授(大阪)・柏女霊峰淑徳大学教授(東京)
厚生労働省

案内先

保育関係団体、各地方公共団体(行政関係者、保育士)
※ 詳細については、1月10日頃に保育団体、地方公共団体に対して厚生労働省保育課から案内を送付。